

「保育の必要性」の該当事由及び確認するための書類

「保育の必要性」については、保護者（父母どちらも）の就労などの理由によって保育の必要な園児を認定します。該当事由及び必要な書類は下表のとおりです。証明書類は、父母それぞれ必要です。

保護者等の状況	必要な書類	確認欄	
		父	母
①就労 （月64時間以上） ※月64時間未満の方は、 「保育の必要性なし」となり、 預かり保育は無償化の対象外となります。	雇用形態により次のいずれかの書類を提出 ●就労証明書 ●自営業・農業・漁業等就労状況申告書 ●内職従事・支払証明書 ※ <u>シフト制・変則勤務の場合は直近2ヶ月分のシフト表</u>	☐	☐
②妊娠、出産 ＜産前産後＞	●病気（障害）・就学・出産申立書 ●母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日が確認できるページ）	—	☐
③保護者等の疾病、障害	●病気（障害）・就学・出産申立書 ●医師の診断書など	☐	☐
④就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）	●病気（障害）・就学・出産申立書 ●在学証明書、学生証などの写し （カリキュラム表など日中保育できない時間・日数が確認できるもの）	☐	☐
⑤同居または長期入院等している親族の介護、看護	●介護（看護）状況申立書 ●介護保険証の写しなど（被介護者の介護・看護の必要性がわかる書類）	☐	☐
⑥求職活動 （起業準備を含む）	●求職活動状況申立書 ※認定後、1ヶ月以内に就労証明書	☐	☐
⑦育児休業取得時に既に保育を利用している場合の継続利用 （ <u>在園児に限る</u> ）	●育児休業に伴う保育所等継続利用届 ●就労証明書等 （産休・育休期間の記載のあるもの）	☐	☐
⑧虐待やDVのおそれがある場合	●（相談機関が発行する）証明書などの写し ※学校教育課までご相談ください	☐	☐
⑨災害復旧	●り災証明書 ※学校教育課までご相談ください	☐	☐
⑩その他上記に類する状態にある場合	※学校教育課までご相談ください	☐	☐